

## 1 いじめ問題への基本姿勢

校長をトップとするいじめ問題対策チームを設置し、「いじめを見逃さない学校」づくり及び外部機関との連携による「風通しのよい学校」づくりを推進する。また、いじめ問題が発生した場合には関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行うことでいじめ早期の解消を図り、児童が安心して学ぶ環境を整える。

## 2 いじめの理解

## (1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」（法律第71号 文部科学省）平成25年6月28日公布）

## (2) いじめ問題の基本的な考え方と認識

いじめ防止対策推進法第3条に規定する基本理念を踏まえ、いじめが全ての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、全ての子どもがお互いを思いやり、尊重し、安心して生活し、及び学ぶことができる環境をつくるとともに、それぞれがその責務及び役割を自覚し、迅速かつ組織的にいじめの防止等に取り組まなければならない。

- ・いじめは人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- ・いじめは児童の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる重大な問題である。
- ・いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。また、だれもが加害者にも被害者にもなり得るものである。
- ・いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多い。最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという考えは間違いである。

## 3 いじめ防止の校内体制

## [いじめ問題対策チーム]

- ① いじめを見逃さない学校づくりを推進する。
- ② 学校や教職員のいじめ問題への対応力を向上させる。
- ③ 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本方針の策定を教職員及び児童・保護者、地域に対し周知する。
- ④ 外部機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ⑤ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示をする。
- ⑥ いじめ対応アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

## [個別案件対応班]

- ① 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ② 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ③ 役割分担に沿った対応を進める。
- ④ 事態の進捗状況をいじめ問題対策委員会に報告し、指示を受ける。
- ⑤ 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ⑥ 対応の結果について整理し、記録に残す。

#### 4 いじめ防止の取組

##### (1) いじめ未然防止の取組

###### ア 自己肯定感を高める学級経営の工夫

児童意識調査（学校生活アンケートなど）をもとに、クラス内及び異学年との交流を意識した取組をする。  
互いを認め合う活動、居場所作り活動、スモールステップの目標設定(児童自身による PDCA)  
児童主体の縦割り活動やグループ活動の充実

###### イ 積極的な生徒指導の推進

「生徒指導は授業から」を基本とし、生徒指導の4つの視点からの授業改善を行う。教員の生徒指導の4つの視点への意識向上を図り、毎月末にチェックシートで自身の授業づくりを振り返る。

「ほっと♥あおむし」をいじめをなくすスローガンとして、児童会活動や異学年交流の充実、児童の自発的な活動を核にした委員会活動の充実等に取り組む。

###### ウ 道徳教育の推進

いじめの未然防止に向け、特別の教科道徳の重点目標を「よいこと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う」とする。そして、授業や様々な活動により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。発達段階に応じた児童の心を揺さぶる教材や資料に出会わせ、「善悪の判断」「思いやり」「優しさ」「家族愛」「命の大切さ」等に触れることによって、児童自身の生活を振り返らせ、いじめを抑止する。人権週間に合わせ各学年で人権の大切さについて学習する。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。ルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心掛け、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

###### エ 相談体制の整備

教育相談担当とスクールカウンセラーが連携し、担任や児童本人に相談が必要か確認し、必要に応じて、カウンセリングを行う。

「いじめ110番」「24時間子供SOS相談テレホン」「ブリッジ」等の相談機関やスクールカウンセラーの相談日を紹介し、児童及び保護者に対する周知を行う。

###### オ 計画的な取組（生活アンケートとそれに伴った相談活動は、毎月行う。）

4月	児童理解の会（情報共有） 校内研修（いじめ防止の取組）
5月	児童理解の会（情報交換）
6月	児童理解の会（情報交換）
7月	児童理解の会（いじめ防止の取組等、1学期の振り返り）
8月	校内研修会（温かな人間関係を育む学級経営・構成的グループエンカウンター）
9月	児童理解の会（情報共有）
10月	児童理解の会（情報交換）
11月	児童理解の会（情報交換）
12月	人権週間への取組 校内研修（構成的グループエンカウンター） 児童理解の会（いじめ防止の取組等、2学期の振り返り）
1月	児童理解の会（情報共有）
2月	児童理解の会（情報交換）
3月	児童理解の会（いじめ防止の取組等、次年度にむけての計画）

1. いじめの発見 ■ いじめはどの学校でも，どの子でも起こる

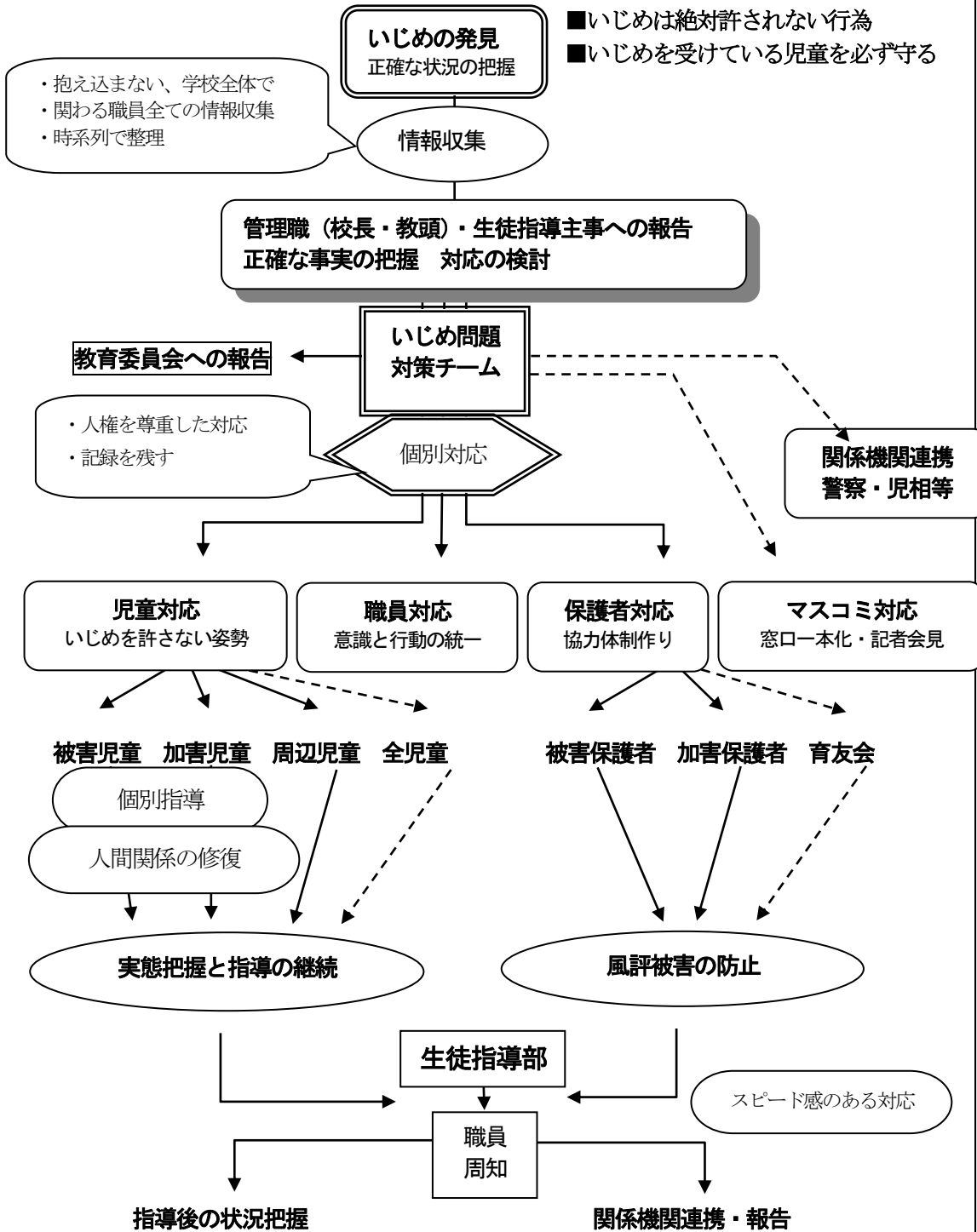
■ 早期発見・早期対応が取組の要となる

組織的な生徒指導・積極的な教育相談・的確な児童理解



- ◇ 日常の児童との信頼関係の構築が基盤となる
- ◇ いじめを許さない，学校生活の充実，規範意識の醸成

2. いじめの対応



対応ポイント
基本姿勢の確認
早期発見の徹底
情報の共有化
基本姿勢の確認
情報・指導・連携記録を残す
組織的な対応 全職員一致の取組
早期対応の徹底
情報公開
信頼と協力の構築
指導の継続、実態把握の継続
いじめを許さない基盤の再構築